

お知らせ

国保税・後期高齢者医療保険料・介護保険料の減免

国保税について…税務課 ☎ 43-5213
保険料について…長寿・保険課 ☎ 43-5217

新型コロナウイルス感染症の影響で世帯の主たる生計維持者の収入が減少した場合などに、申請により国保税・後期高齢者医療保険料・介護保険料の減免を受けられる場合があります。

対象世帯（対象被保険者）
新型コロナウイルス感染症（の影響）により、主たる生計維持者が（の）

①死亡または重篤な傷病を負った世帯（に属する被保険者）

②事業収入・不動産収入、山林収入または給与収入が減少した世帯のうち、主たる生計維持者について次の

（1）～（3）の条件（廃業・失業の場合および介護保険料については（1）および（3）すべてに当てはまる世帯（に属する被保険者））

申請期限 4月18日（月）
※詳しくは市ホームページをご覧ください

支給額 1世帯あたり10万円

申請方法 対象者に、市役所から確認書と申請書を送付しています。内容を確認して、同封の返信用封筒で返送してください。

※一部添付書類が必要な場合があります

申請期限 4月18日（月）
※詳しくは市ホームページをご覧ください

減免額 ①の場合は全額免除。②の場合は令和2年分の所得等に依りて一部または全額を減免します。

申請期限 3月31日（木）

お知らせ

申請はお済みですか
低所得の子育て世帯への生活支援特別給付金

子育てゆめるん課 ☎ 43-5219

新型コロナウイルス感染症の影響を受けている低所得の子育て世帯の生活を支援するため、令和3年5月から一時金を支給しています。申請がまだの人は、2月28日（月）までにお手続きください。

支給対象者
▽ひとり親世帯分
①公的年金等を受けているため児童扶養手当を受けていない人
②家計が急変し、収入が児童扶養手当の対象となる水準に下がった人
▽ひとり親以外の世帯分
・令和3年3月31日時点で18歳未満の児童（障害児の場合、

合、20歳未満）を養育する父母等のうち、令和3年度住民税（均等割）が非課税者の人、または、令和3年1月1日以降の収入が急変し、住民税非課税相当の収入となった人

給付額
児童1人あたり5万円
※申請不要の対象者、令和3年中に申請した人へは支給済みです
※詳しくは市ホームページをご覧ください

ひとり親世帯分
ひとり親以外の世帯分

お知らせ

住民税非課税世帯等への臨時特別給付金のご案内

同給付金コールセンター ☎ 43-5920

新型コロナウイルス感染症の影響が長期化する中で、さまざまな困難に直面した人の暮らしの支援を目的に、臨時特別給付金を支給します。

支給の対象となる世帯
基準日（令和3年12月10日）において、南あわじ市の住民基本台帳に記録されている人で、世帯全員の令和3年度の住民税が非課税である世帯

※住民税が課税されている人の扶養親族等のみからなる世帯を除く

申請期限 4月18日（月）
※詳しくは市ホームページをご覧ください

申請期限 4月18日（月）
※詳しくは市ホームページをご覧ください

申請方法 対象者に、市役所から確認書と申請書を送付しています。内容を確認して、同封の返信用封筒で返送してください。

※一部添付書類が必要な場合があります

申請期限 4月18日（月）
※詳しくは市ホームページをご覧ください



お知らせ

申請はお済みですか
子育て世帯への臨時特別給付金

子育てゆめるん課 ☎ 43-5219

新型コロナウイルス感染症の影響を受けている0～18歳までの児童がいる世帯の生活を支援するため、令和3年12月から一時金を支給しています。申請がまだの人は、3月15日（火）までにお手続きください。

支給対象者 次の①②③のいずれかにあてはまり、かつ令和2年分の所得が児童手当と同様の所得制限限度額以内の人

①令和3年9月分の児童手当

受給者
②高校生（平成15年4月2日～平成18年4月1日生まれ）の養育者
③令和3年9月～令和4年3月31日までに生まれた児童の養育者

給付額
児童1人あたり10万円
※申請不要の対象者へは支給済みです
※詳しくは市ホームページをご覧ください



お知らせ

高齢者への新型コロナワクチンの3回目接種（追加接種）について

南あわじ市新型コロナウイルスワクチン接種コールセンター ☎ 43-5671 / 健康課 ☎ 43-5218

国の定める一定の期間（高齢者の場合） ※令和4年1月19日時点

2回目接種日を行った月	3回目接種の時期
令和3年6月	接種日の8カ月後から接種可能
令和3年7月	接種日の7カ月後から接種可能
令和3年8月	接種日の7カ月後から接種可能

◆対象者について
新型コロナウイルスは、接種後の時間の経過とともにワクチンの有効性や感染予防効果の低下が報告されています。
新型コロナウイルス3回目接種の対象者は、18歳以上で新型コロナウイルスの2回目接種日から、国の定める一定の期間が経過した人となります。

※ご自身の接種可能時期については、送付される案内文書をご確認ください

※国の定める一定の期間については今後変更の可能性が異なります。詳しくは厚生労働省ホームページにてご確認ください

◆接種券および予約案内の発送
対象者に順次、接種券、予約案内等を発送しています。

◆接種方法
次のいずれかより選べます。
①市が準備する会場での集団接種
②市内医療機関での個別接種

◆接種の予約
予約についてはお手元に届いた予約案内をご確認ください。※予約後、キャンセルや日程を変更する場合は必ずご連絡をお願いします。なお、キャンセルした場合改めて予約が必要となりますのでご注意ください

◆集団接種について
▽時期 2月5日（土）
▽場所 南あわじ市保健セン


ター、湊地区公民館、中央公民館、福良地区公民館
▽使用するワクチン
武田/モデルナ社製ワクチン
※詳しくは予約案内をご確認ください

◆個別接種について
▽時期 2月1日（火）
▽場所 市内医療機関
▽使用するワクチン
ファイザー社製ワクチン
※詳しくは予約案内をご確認ください


……
1回目接種・2回目接種の予約受付
引き続き、満12歳以上のすべての人の予約を受付中です。予約専用ダイヤルまたはインターネットで予約ください。
※これから12歳を迎える人へは、誕生日の翌月に予約案内を送付します。満12歳となった当月に接種券等が必要な場合は、健康課までご連絡ください

市民の皆さまへのお願い
・接種を受けるかどうかの判断は本人の意思に委ねられます。病気やアレルギーなど


ホームページから関連情報をご覧ください



厚生労働省
「新型コロナワクチンQ&A」



厚生労働省
追加接種（3回目接種）についてのお知らせ



南あわじ市
「ワクチン接種関連情報」

身体的な理由で接種を受けることができない人もいますので、それぞれの立場を尊重しましょう。

・新型コロナウイルス感染症やワクチンに関して、さまざまな情報が流れています。根拠のない情報に惑わされず、国や県、市が発信する正確な情報に基づき、冷静な対応をお願いします。

・接種に伴う効果およびリスクなどの詳細は、厚生労働省「新型コロナウイルスQ&A」ホームページを参考にしてください。